

本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合を図らなければならないものとする。

### (3)用語の定義

この条例における用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 町民 町内に住み、又は町内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- ② 事業者 町内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- ③ コミュニティ 地域やあるテーマについて、より良くすることを目的とし、自主的に形成された組織及び集団をいう。
- ④ 町 町議会及び町の執行機関を含めた基礎自治体としての西原町をいう。
- ⑤ 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

## 2 まちづくりの基本方向

- ① 平和で人間性豊かなまちづくり 町民及び町は、平和な世界の創造をめざし、平和活動を推進するものとする。
- ② 町民及び町は、個人の人間性を尊重し、あらゆる町民が生涯を通して学び合い、文化を継承発展させるとともに創造していくことのできるまちづくりに努めるものとする。

造していくことのできるまちづくりに努めるものとする。

### (2)安全で環境にやさしいまちづくり

- ① 町は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時に備え、町民の身体、生命及び財産の安全を確保するとともに、総合的かつ機能的な危機管理体制を強化するため、町民、事業者、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならないものとする。
- ② 町民は、緊急時に自らの安全を確保するとともに、相互に助け合って活動することができるように地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする。
- ③ 町民、事業者及び町は、自然環境への配慮をもとに、環境にやさしい快適な生活空間の形成に努めるものとする。

### (3)健康と福祉のまちづくり

- ① 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を町民の相互理解と協力のもと推進するため、地域社会における町民の連帯意識を深めるよう努めるものとする。
- ② 町は、生活基盤整備にあたっては、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。

点を持って行動しなければならないものとする。

### (4)豊かで活力あるまちづくり

町民、事業者及び町は、地域の資源を適切かつ意欲的に活かすことにより、地域産業の活性化や生活基盤整備等による町民の利便性の向上を図り、豊かで活力あるまちづくりに努めるものとする。

## 3 まちづくりの基本原則

### (1)基本原則

- ① 「情報共有の原則」 町民、事業者及び町が、お互いにまちづくりに関する情報を提供し共有することをいう。
- ② 「参加の原則」 町民参加の機会を保障することをいう。
- ③ 「協働の原則」 町民、事業者及び町が、共通の目的を実現するために協力し、ともに行動することをいう。

## 4 町民の権利と役割

### (1)町民の権利

- ① 町民は、地域のまちづくりを主体的に行う権利を有するものとする。
- ② 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有するものとする。

### (2)町民の役割

- ① 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- ② 町民はまちづくりに参加するにあたっては、公共性の視

点を持って行動しなければならないものとする。

## 5 事業者の権利と役割

### (1)事業者の権利

- ① 事業者は、協働の担い手として、まちづくりに参加する権利を有するものとする。
- ② 事業者は、まちづくりに関する情報を知る権利を有するものとする。

### (2)事業者の役割

- ① 事業者は、地域社会の一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、町民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならないものとする。

## 6 コミュニティ活動の推進

### (1)コミュニティ活動の推進

- ① 町民及び事業者は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手になることを認識し、コミュニティの活動に参加し、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。
- ② 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、必要に応じて支援することができるとする。

## 7 町議会の役割

### (1)町議会の役割

- ① 町議会は、住民の代表者として、住民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないものとする。
- ② 町議会議員は、前項の役割を果たすために、まちづくりに関する町民意思の把握、政策の研究等の活動その他自己研さんに努めるものとする。

によって構成される町の意思決定機関として、町全体の福祉向上と地域社会の発展の視点に立って、町の政策の意思決定及び行政運営の監視等を行うものとする。

### (1)町議会の役割

- ① 町議会は、住民の代表者によって構成される町の意思決定機関として、町全体の福祉向上と地域社会の発展の視点に立って、町の政策の意思決定及び行政運営の監視等を行うものとする。
- ② 町議会は、前項の役割を果たすために、政策の提言及び条例の立案活動に取り組みよう努めなければならないものとする。
- ③ 町議会は、町民に対して開かれた議会となるよう努めなければならないものとする。
- ④ 町議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならないものとする。
- ⑤ 町議会は、討議を基本とし、町民に対し、町議会での意思決定の内容及び経過をわかりやすく説明するよう努めなければならないものとする。

### (2)町議会議員の役割

- ① 町議会議員は、住民の代表者として、住民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないものとする。
- ② 町議会議員は、前項の役割を果たすために、まちづくりに関する町民意思の把握、政策の研究等の活動その他自己研さんに努めるものとする。

## 8 執行機関の役割

### (1)町長の役割

- ① 町長は、住民の信託を受けた町政の代表者として、公正かつ誠実に町政の執行にあたらなければならないものとする。
- ② 町長は、リーダーシップを発揮して町政の課題に対応するとともに、まちづくりの展望について、町民に説明しなければならないものとする。

## 11 交流及び連携

### (1)他の機関との連携

- ① 町は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、他の自治体、国及び他の機関との連携に努めるものとする。

### (2)国際交流及び連携

- ① 町は、国際感覚をまちづくりに取り入れることの重要性を認識し、国際交流及び連携に努めるものとする。

## 12 条例の見直し

### (1)条例の見直し

- ① 町は、この条例の施行後4年を越えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討するものとする。
- ② 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例を改正しようとするときは、町民参加の手法を用いなければならないものとする。

## 10 住民投票

### (1)住民投票

- ① 町長は、町政に係る重要事項について住民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができるものとする。
- ② 町民、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならないものとする。



地域の美化活動

- ③ 町職員は、町民全体の奉仕者として、また、まちづくりを推進するための専門スタッフとして、誠実さと創意をもって職務を遂行しなければならないものとする。
- ② 町職員は、職務の遂行に必要な知識や技術を向上させるため、自己研さんに努めなければならないものとする。

## 9 町政運営

### (1)健全な町政運営

- ① 執行機関は、財源を効率的かつ効果的に活用し、長期的

- ④ 説明責任 執行機関は、まちづくりに関する計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、町民に分かりやすく説明するよう努めなければならないものとする。
- ⑤ 行政組織 執行機関の組織は、町民に分かりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるように編成されなければならないものとする。

- ⑧ 行政手続 執行機関は、町民の権利利益を保護するため、町への申請に対する処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならないものとする。
- ⑨ 意見公募手続 執行機関は、まちづくりに関する重要な計画における意思決定過程への町民の参加を確保するため、意思決定前に

- ⑦ 審議会等 執行機関は、設置する審議会、審査会等の委員には、公募の委員を加えるよう努めるとともに、選任に当たっては男女の均衡に配慮するものとする。
- ⑧ 前項の公募による委員の選任に当たっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならないものとする。
- ⑨ 審議会等の会議は、個人情報保護、公正かつ円滑な審議に支障がある場合を除き、公開するよう努めるものとする。

- ⑥ 行政評価 執行機関は、効率的かつ効果的な町政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定及び予算編成に反映させるとともに、町民に分かりやすく公表しなければならないものとする。
- ⑦ 審議会等 執行機関は、設置する審議会、審査会等の委員には、公募の委員を加えるよう努めるとともに、選任に当たっては男女の均衡に配慮するものとする。
- ⑧ 前項の公募による委員の選任に当たっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならないものとする。
- ⑨ 審議会等の会議は、個人情報保護、公正かつ円滑な審議に支障がある場合を除き、公開するよう努めるものとする。